

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和2年7月2日(2020.7.2)

【公開番号】特開2018-25798(P2018-25798A)

【公開日】平成30年2月15日(2018.2.15)

【年通号数】公開・登録公報2018-006

【出願番号】特願2017-152316(P2017-152316)

【国際特許分類】

G 02 B 5/30 (2006.01)

【F I】

G 02 B 5/30

【手続補正書】

【提出日】令和2年4月7日(2020.4.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

偏光子の少なくとも一面に接着剤層を介在して接合された保護フィルムを含む偏光板において、

前記偏光板の水分率が2.8~4.8%であり、

前記接着剤層は、アセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂、グリオキサール架橋剤及び2種以上の多価金属イオンの水溶性塩を含む接着剤組成物よりなり、厚さが30~200nmであることを特徴とする偏光板。

【請求項2】

前記接着剤組成物は、アセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂水溶液及びグリオキサール架橋剤を含むA液と、アセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂水溶液及び2種以上の多価金属イオンの水溶性塩を含むB液と、を含むことを特徴とする請求項1に記載の偏光板。

【請求項3】

前記A液及びB液のそれぞれに含まれるアセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂の固形分の含量は、アセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂水溶液100重量%に対して、2.5~4.5重量%であることを特徴とする請求項2に記載の偏光板。

【請求項4】

前記多価金属イオンの水溶性塩は、塩化亜鉛、硝酸亜鉛及び硝酸アルミニウムよりなる群から選択される2種以上であることを特徴とする請求項1に記載の偏光板。

【請求項5】

前記A液に含まれるグリオキサール系架橋剤の含量は、前記A液に含まれるアセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂の固形分総100重量部に対して、30~70重量部で含まれることを特徴とする請求項2に記載の偏光板。

【請求項6】

前記多価金属イオンの水溶性塩は、塩化亜鉛、硝酸亜鉛及び硝酸アルミニウムよりなる群から選択される2種以上を含み、

前記塩化亜鉛の含量は、前記B液に含まれるアセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂の固形分総100重量部に対して、2~10重量部で含まれることを特徴とする

請求項 2 に記載の偏光板。

【請求項 7】

前記多価金属イオンの水溶性塩は、塩化亜鉛、硝酸亜鉛及び硝酸アルミニウムよりなる群から選択される 2 種以上を含み、

前記硝酸亜鉛乃至硝酸アルミニウムの含量は、前記 B 液に含まれるアセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂の固形分総 100 重量部に対して、30 ~ 90 重量部で含まれることを特徴とする請求項 2 に記載の偏光板。

【請求項 8】

偏光板の水分率が 2.8 ~ 4.8 % であり、前記偏光板に含まれる接着剤層の厚さが 30 ~ 200 nm である偏光板の製造方法において、

(a) 偏光子の両面にアセトアセチル基変性ポリビニルアルコール系樹脂、グリオキサール架橋剤及び 2 種以上の多価金属イオンの水溶性塩を含む接着剤組成物が塗布され、接着剤層が生成される段階と、

(b) 前記接着剤層上に少なくとも一つ以上の保護フィルムがニップロールにより接合され、偏光板が製作される段階と、

(c) 前記偏光板が少なくとも 2 個以上の乾燥路を通過し、乾燥される段階と、を含むことを特徴とする偏光板の製造方法。